

以下は、多くの介護施設が抱えている課題のうち、これまでの多くの書籍・文献などでは検討されてこなかった、または表面的にしか触れられてこなかった課題について、一般的な法律知識を提供するだけでなく、出来る限り踏み込んで検討し、1つの実践的な提案をお示しするものです。

なお、全国老協では、法的訴訟になりそうなケースなどの法律相談をお受けする窓口「JSリーガルサポート」(御担当:長野佑紀弁護士)を設けており、原則として毎週水曜日の14:00-17:00に以下のお電話番号でお受付しています(※長野佑紀弁護士の所属事務所の電話番号と混同されないように御注意ください)。一会員施設につき同一案件を複数回お問い合わせする場合を除き、ご相談は無料(通話料はかかります)です。お気軽にご相談ください。

JSリーガルサポートの電話番号:

**03-5215-7725**

### CASE 13 : 【配置医師の診療に関する配置医師と社会福祉法人の損害賠償責任】

Q 特別養護老人ホームにおける診療に関して、配置医に損害賠償責任が認められるのどのような場合でしょうか。また、配置医の診療に過失が認められる場合、社会福祉法人に使用者責任などが認められるのでしょうか。

A 一般的に、医師は、診療当時のいわゆる臨床医学の実践の場における医療水準に沿って、医療行為を行わなければならない、これを怠れば過失ありと判断されます。

また、医療水準と医薬品の添付文書との関係について、最高裁平成8年1月23日判決では、「医薬品の添付文書(能書)の記載事項は、当該医薬品の危険性(副作用等)につき最も高度な情報を有している製造業者又は輸入販売業者が、投与を受ける患者の安全を確保するために、これを使用する医師等に対して必要な情報を提供する目的で記載するものであるから、医師が医薬品を使用するに当たって右文章に記載された使用上の注意事項に従わず、それによって医療事故が発生した場合には、これに従わなかったことにつき特段の合理的理由がない限り、当該医師の過失が推定されるものというべきである」と述べられております。

この点に関連して、特別養護老人ホームBに入所していた利用者Aが肺血栓塞栓症により死亡した事案について、広島高裁平成27年5月27日判決では、「患者に対してワーファリンを処方する医師は、上記ワーファリンの添付文書及び平成八年適正使用情報の記載に沿って、血液凝固能検査等出血管理を十分に行いつつ使用すべき一般的な注意義務がある」と述べ、さらに「ワーファリンの性質、当時のAの臨床経過、本件紹介書による●●病院からの申し送りの内容に照らすと、Bに再入所した当時のAは、ワーファリンの維持量が決定し、血液凝固能が安定した状態にはなかったのであるから、Aに対してワーファリンの投与がされていることを認識していた被控訴人Y1(※Bの配置医で、Bを運営する社会福祉法人Y2の理事でもあった。)においては、PT-INR値を測定するなどしてワーファリンの投与量を調整すべき義務があったというべきである。…被控訴人Y1は、Aに対し、平成●年●月●日以降、タガメット及びイリゾールの処方を中止する一方で、ワーファリンの処方を継続しているが、この時点においてもPT-INR値を測定するなどしてワーファリンの投与量を調整することをしていない。この措置はワーファリン添付文書の「併用注意(併用に注意すること)」の項の記載に反するものであり、この時点における被控訴人Y1の上記義務違反は明らかである」と述べ、配置医Y1の損害賠償責任を認めました。

特別養護老人ホームにおける配置医の実態を踏まえると、相当厳しい判断が下された印象を受けますが、配置医の診療上の過失を検討する上では無視できない判決だと思えます。

ただし、同判決では、社会福祉法人Y2の損害賠償責任は認められませんでした。その判断の理由として、同判決では、「特別養護老人ホーム自体は医療機関と異なることからすると、特別養護老人ホームが入所者に対して適切な医療を提供する義務を負うとまでは認められない」、「社会福祉法人は社会福祉事業(医療行為は含まれない。社会福祉法二条一項ないし三項。)を行うことを目的とする法人であり、理事がその職務を行うについて他人に加えた損害を賠償する責任を負う。被控訴人Y1には・・・過失が認められるが、同過失は配置医としての過失であって社会福祉事業の遂行上の過失とは認められない」、「社会福祉法人は医療行為を行うものでないから、配置医としての上記過失を被控訴人Y2の理事の職務上の過失と認めることもできない」、「社会福祉事業を目的とする社会福祉法人が、配置医の医療行為に対して指揮監督をすることはできない」などの点が挙げられております。

特別養護老人ホームにおける医療行為の位置付けについては、未だ必ずしも議論が固まっていない状況でもあり、配置医に診療上の過失が認められる場合に社会福祉法人が使用者責任などに基づく損害賠償責任を負うという法律論もあり得なくは無いためと思われしますので、今後の動向に注意する必要があります。

#### 【長野佑紀弁護士のプロフィール】

京都大学法学部、京都大学法科大学院を卒業後、宮澤潤法律事務所〔東京都中央区銀座1-3-1 銀座富士屋ビル6階 TEL:03-3538-0051〕において、介護施設や医療機関からの法律相談、紛争・訴訟対応を中心に取り扱う。全国各地の介護施設・医療機関の顧問弁護士、理事、評議員を務めながら、介護医療業界におけるリスクマネジメントの底上げを目標に活動中。大学、業界団体、学会、自治体、介護施設、医療機関において講演多数。